

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月29日
【発行者の名称】	株式会社トップス (Top's Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 箱崎 英次
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目16番11号
【電話番号】	03-5570-3448 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長 肥田 直樹
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社トップス https://www.akasaka-tops.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期(中間)	第54期(中間)	第55期(中間)	第53期	第54期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	2,012,736	1,999,715	2,135,363	3,446,725	3,469,276
経常利益 (千円)	229,972	156,234	107,303	125,337	102,981
中間(当期)純利益 (千円)	194,843	109,537	59,534	114,511	111,292
資本金 (千円)	10,000	24,538	36,438	10,000	24,538
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,049,400	2,090,200	2,000,000	2,049,400
純資産額 (千円)	1,813,253	1,861,473	1,939,204	1,732,619	1,864,114
総資産額 (千円)	2,294,764	2,498,344	2,978,153	2,117,722	2,845,096
1株当たり純資産額 (円)	906.63	908.30	927.76	866.31	909.59
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	5.00	4.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	97.42	53.99	28.70	57.26	54.58
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	51.42	27.69	54.29	52.38
自己資本比率 (%)	79.0	74.5	65.1	81.8	65.5
自己資本利益率 (%)	11.4	6.1	3.1	6.8	6.2
株価収益率 (倍)	—	20.78	39.1	19.6	20.6
配当性向 (%)	—	—	—	8.7	7.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	154,791	88,845	92,215	139,096	△1,564
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△382	△438,893	△4,628	△10,684	△782,554
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,679	17,397	△19,699	△3,358	407,388
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	988,458	628,131	651,938	960,782	584,051
従業員数 (人)	120	114	113	119	121
(外、平均臨時雇用者数)	(356)	(313)	(309)	(334)	(309)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第53期中間期、第54期中間期、第55期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第53期(中間)は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、第53期中間期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
113(309)	41.2	11.6	3,992,818

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善、設備投資の持ち直し等により緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、エネルギーコストや原材料の価格上昇は依然として継続し、中東情勢の影響や米国の通商政策をめぐる動向もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、インバウンド消費の拡大や雇用・所得環境の改善等により需要は回復基調にあるものの、原材料価格の高止まり、物流費・光熱費の上昇、人手不足の深刻化など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社では以下のような取り組みを行ってまいりました。

①新規出店と不採算店の退店

当中間会計期間におきまして、新規の出店並びに不採算店舗の退店はありませんでした。

出退店にあたっては慎重に検討して収益力の強化に努めてまいります。

②商品開発並びに監修商品への取り組み

コンビニエンスストアにおいて、デザートやベーカリーを中心とした監修商品が発売され、ご好評をいただきました。

業容の拡大には事業基盤の安定化と当社ブランドの認知度拡大の両立が必要であると認識しており、引き続き他企業とのコラボレーション企画や商品監修に取り組んでまいります。

③適時な販促活動と季節商品の投入

当中間会計期間におきまして、季節限定商品や数量限定商品が発売し、お客様からご好評をいただきました。これらの限定商品の継続的な投入を通じて、既存のお客様の来店頻度を高めるとともに、新規顧客層の獲得にも力を入れております。今後お客様の期待に応える新たな商品提案を行い、より一層のブランド価値向上を目指してまいります。

④ECサイトの強化

ロングセラー商品の焼菓子やチョコレートケーキアイスに加え、新たに限定商品の取り扱いも開始する等、商品ラインナップの拡充を図ってまいりました。

⑤土浦工場の稼働

お客様からの多様なニーズへの対応と、より一層の安全・安心な商品の提供、生産の効率化への取り組みとして建設をすすめておりました土浦工場が2025年10月に稼働し、洋生菓子の半製品工程を目黒工場から土浦工場に移設完了いたしました。現在、製造委託商品の内製化を推進しており、収益性の改善並びに価格競争力の強化に努めてまいります。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は2,135百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は110百万円（前年同期比28.5%減）、経常利益は107百万円（前年同期比31.3%減）、中間純利益は59百万円（前年同期比45.6%減）となりました。

なお、当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前中間会計期間に比べて23百万円増加し、651百万円になりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、92百万円（前年同期は88百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益100百万円、減価償却費56百万円、売上債権の増加額111百万円、未払消費税等の増加額49百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、4百万円（前年同期は438百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、19百万円（前年同期は17百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出19百万円、リース債務の返済による支出15百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入23百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
洋菓子製造販売事業	785,957	118.8
合計（千円）	785,957	118.8

（注）金額は製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社は需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
洋菓子製造販売事業	1,941,447	108.8
軽飲食店事業	180,161	90.1
その他の事業	13,753	89.9
合計（千円）	2,135,363	106.8

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）		当中間会計期間 （自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社そごう・西武	259,630	13.0	317,026	14.8

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき事項について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年7月26日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再

建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa 又はb に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のa からg までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が

不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社では、お客様に安心・安全な商品をご提供するため、お客様の立場に立った商品づくりや品質管理の強化をめざした活動を日々続けております。

商品開発につきましては、多様化する消費者ニーズを的確に予測し、工場での試作を重ねて新商品や季節メニューの開発及び改良を行っております。

品質管理につきましては、常にお客様に喜んでいただける商品をお届けするため、役員をはじめ従業員の試食を通して味や品質のチェックを行っております。

当中間会計期間において当社が取り組んだ研究開発費の総額は、1,495千円であります。

なお、当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載はしていません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,909,800	2,090,200	2,090,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,909,800	2,090,200	2,090,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2017年9月25日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,004	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,400（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	582（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年10月1日 至 2027年9月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 582 資本組入額 291	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

（注）1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織編成により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が当社株主総会で決議された場合（当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2018年9月20日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数（個）	277	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	9	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,700（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	650（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年9月21日 至 2028年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 650 資本組入額 325	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

（注）1．新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- （1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （2）当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使条件

- （1）新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- （1）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、無償で新株予約権を取得することができる。

- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄もしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年12月 9 日 (注)	40,800	2,090,200	11,900	36,438	11,900	26,438

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
村本 光彦	東京都品川区	382,713	18.31
箱崎 英次	東京都足立区	381,185	18.24
四谷 秋水	東京都渋谷区	305,395	14.61
桂 浩一	東京都大田区	167,469	8.01
伊久間 哲	東京都練馬区	166,009	7.94
槇田 幸夫	東京都大田区	166,009	7.94
佛京 達也	東京都練馬区	73,961	3.54
竹下 浩邦	東京都墨田区	71,798	3.43
畑野 克広	東京都杉並区	71,798	3.43
桂 潤子	東京都世田谷区	58,687	2.81
計	—	1,845,024	88.27

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,089,100	20,891	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	2,090,200	—	—
総株主の議決権	—	20,891	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

月別	第52期	第53期	第54期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
最高（円）	—	1,122	1,122
最低（円）	—	1,122	1,122

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は2024年9月26日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年10月から2026年3月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度に係る発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間財務諸表について、虎ノ門有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第54期事業年度	太陽有限責任監査法人
第55期中間会計期間	虎ノ門有限責任監査法人

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	584,051	651,938
売掛金	236,108	347,116
商品及び製品	24,155	29,158
仕掛品	49,779	32,447
原材料及び貯蔵品	32,877	40,758
前払費用	19,233	19,278
前渡金	159	159
未収入金	80,155	90,964
その他	1,853	898
流動資産合計	1,028,374	1,212,719
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 2 294,961	※ 2 289,850
土地	※ 2 744,960	※ 2 744,960
その他（純額）	※ 2 684,505	※ 2 641,249
有形固定資産合計	※ 1 1,724,427	※ 1 1,676,060
無形固定資産	7,946	7,002
投資その他の資産	84,348	82,371
固定資産合計	1,816,722	1,765,433
資産合計	2,845,096	2,978,153

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,262	102,862
未払金	48,036	47,615
未払費用	92,092	92,652
預り金	18,280	18,097
1年以内返済予定長期借入金	※2 39,984	※2 39,984
リース債務	23,124	24,074
資産除去債務	—	18,419
未払法人税等	8,636	39,355
未払消費税等	—	49,265
未払事業所税	2,593	—
その他	934	687
流動負債合計	330,944	433,013
固定負債		
退職給付引当金	29,019	26,432
リース債務	215,595	212,491
資産除去債務	37,934	19,515
預り保証金	6,000	6,000
長期借入金	※2 351,686	※2 331,694
その他	9,802	9,802
固定負債合計	650,037	605,934
負債合計	980,982	1,038,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,538	36,438
資本剰余金		
資本準備金	14,538	26,438
その他資本剰余金	128,346	128,346
資本剰余金合計	142,885	154,785
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	883,470	883,470
繰越利益剰余金	808,444	859,781
利益剰余金合計	1,694,414	1,745,752
株主資本合計	1,861,838	1,936,976
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,275	2,228
評価・換算差額等合計	2,275	2,228
純資産合計	1,864,114	1,939,204
負債純資産合計	2,845,096	2,978,153

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 1,999,715	※1 2,135,363
売上原価	※2、4 866,473	※2、4 999,123
売上総利益	1,133,242	1,136,239
販売費及び一般管理費	※2、3、4 978,779	※2、3、4 1,025,726
営業利益	154,462	110,513
営業外収益		
受取利息	18	48
受取配当金	27	35
助成金収入	4,254	1,379
保険解約金	792	—
その他	※2 208	※2 291
営業外収益合計	5,300	1,754
営業外費用		
支払利息	—	4,835
商品廃棄損	822	128
店舗閉鎖損失	2,622	—
その他	※2 82	※2 —
営業外費用合計	3,528	4,964
経常利益	156,234	107,303
特別損失		
減損損失	※5 2,313	※5 6,477
特別損失合計	2,313	6,477
税引前中間純利益	153,920	100,826
法人税、住民税及び事業税	31,736	39,367
法人税等調整額	12,646	1,923
法人税等合計	44,383	41,291
中間純利益	109,537	59,534

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	10,000	－	128,346	128,346	2,500	883,470	707,152	1,593,122	1,731,469
当中間期変動額									
新株の発行	14,538	14,538		14,538					29,077
剰余金の配当							△10,000	△10,000	△10,000
中間純利益							109,537	109,537	109,537
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	14,538	14,538	－	14,538	－	－	99,537	99,537	128,614
当中間期末残高	24,538	14,538	128,346	142,885	2,500	883,470	806,689	1,692,659	1,860,084

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	1,149	1,149	1,732,619
当中間期変動額			
新株の発行			29,077
剰余金の配当			△10,000
中間純利益			109,537
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	240	240	240
当中間期変動額合計	240	240	128,854
当中間期末残高	1,389	1,389	1,861,473

当中間会計期間（自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計	
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	24, 538	14, 538	128, 346	142, 885	2, 500	883, 470	808, 444	1, 694, 414	1, 861, 838
当中間期変動額									
新株の発行	11, 900	11, 900		11, 900					23, 800
剰余金の配当							△8, 197	△8, 197	△8, 197
中間純利益							59, 534	59, 534	59, 534
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	11, 900	11, 900	－	11, 900	－	－	51, 337	51, 337	75, 137
当中間期末残高	36, 438	26, 438	128, 346	154, 785	2, 500	883, 470	859, 781	1, 745, 752	1, 936, 976

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	2, 275	2, 275	1, 864, 114
当中間期変動額			
新株の発行			23, 800
剰余金の配当			△8, 197
中間純利益			59, 534
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△46	△46	△46
当中間期変動額合計	△46	△46	75, 090
当中間期末残高	2, 228	2, 228	1, 939, 204

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	153,920	100,826
減価償却費	11,498	56,911
敷金償却額	738	490
長期前払費用償却	785	767
減損損失	2,313	6,477
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	769	△2,587
受取利息及び受取配当金	△45	△83
支払利息	—	4,835
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,878	△111,007
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,459	4,449
未収入金の増減額 (△は増加)	1,133	△10,808
その他の資産の増減額 (△は増加)	5,433	483
仕入債務の増減額 (△は減少)	19,418	5,600
未払金の増減額 (△は減少)	△21,799	△462
未払費用の増減額 (△は減少)	26,946	560
預り金の増減額 (△は減少)	332	△182
未払消費税等の増減額 (△は減少)	792	49,265
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2,646	△2,811
小計	95,253	102,723
利息及び配当金の受取額	42	78
利息の支払額	—	△1,950
法人税等の支払額	△6,450	△8,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,845	92,215
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△428,964	△3,808
資産除去債務の履行による支出	△1,496	—
無形固定資産の取得による支出	△8,364	—
敷金及び保証金の差入による支出	△3,000	△820
敷金及び保証金の回収による収入	2,931	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△438,893	△4,628
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△19,992
リース債務の返済による支出	△1,679	△15,309
配当金の支払額	△10,000	△8,197
新株予約権の行使による株式の発行による収入	29,077	23,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,397	△19,699
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△332,650	67,887
現金及び現金同等物の期首残高	960,782	584,051
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 628,131	※ 651,938

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	173,055千円	229,023千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
建物	237,457千円	234,249千円
土地	111,379	111,379
その他	312,220	300,835
計	661,057	646,464

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	39,984千円	39,984千円
長期借入金	351,686	331,694
計	391,670	371,678

- 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当該当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
当座貸越限度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	600,000	600,000

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「【注記事項】(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 売上原価に関する他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
販売費への振替高	2,697千円	3,960千円
その他	△486	217
計	2,211	4,177

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	207,478千円	207,443千円
雑給	138,031	143,403
退職給付費用	8,385	8,239
地代家賃	239,968	253,674
減価償却費	3,686	2,567
おおよその割合		
販売費	70.8%	72.2%
一般管理費	29.2%	27.8%

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
	915千円	1,495千円

※5 減損損失

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
埼玉県	店舗（１店舗）	工具、器具及び備品	193
		計	193
千葉県	店舗（１店舗）	建物附属設備	2,119
		計	2,119
合計			2,313

（1）減損損失を認識するに至った経緯

店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も継続してマイナスとなる見込みであること及び退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（2）資産のグルーピングの方法

当社は、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としグルーピングしております。

（3）回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失（千円）
埼玉県	店舗（１店舗）	建物	725
		建物附属設備	264
		工具、器具及び備品	2,278
		計	3,267
東京都	店舗（２店舗）	工具、器具及び備品	3,209
		計	3,209
合計			6,477

(1) 減損損失を認識するに至った経緯

店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も継続してマイナスとなる見込みであること及び退店の意思決定がなされた店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	49,400	—	2,049,400
合計	2,000,000	49,400	—	2,049,400

(注) 普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月27日 定時株主総会	普通株式	10,000	5.00	2024年9月30日	2024年12月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,049,400	40,800	—	2,090,200
合計	2,049,400	40,800	—	2,090,200

(注) 普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	8,197	4.00	2025年9月30日	2025年12月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	628,131千円	651,938千円
現金及び現金同等物	628,131	651,938

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

売上高	洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務
洋菓子製造販売事業	1,784,362千円
軽飲食店事業	200,053
その他の事業	15,299
顧客との契約から生じる収益	1,999,715
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,999,715

当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

売上高	洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務
洋菓子製造販売事業	1,941,447千円
軽飲食店事業	180,161
その他の事業	13,753
顧客との契約から生じる収益	2,135,363
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,135,363

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社そごう・西武	259,630	—

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社そごう・西武	317,026	—

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、減損損失に関しては損益計算書注記をご参照ください。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当社の事業は、洋生菓子製造販売事業並びにこれらの附帯業務の単一事業であるため、減損損失に関しては損益計算書注記をご参照ください。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
(1) 1株当たり中間純利益	53.99円	28.70円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	109,537	59,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	109,537	59,534
普通株式の期中平均株式数(株)	2,028,765	2,074,731
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	51.42円	27.69円
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	101,546	75,554
(うち新株予約権株(株))	(101,546)	(75,554)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月29日

株式会社トップス
取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人
東京都港区

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 高 山 信 紀
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 林 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップスの2025年10月1日から2026年9月30日までの第55期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップスの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年9月30日をもって終了した前会計年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前会計年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年6月27日付で無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2025年12月26日付で無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。